

## 取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会開催要綱（案）

令和 3 年 11 月 2 日  
消費者庁消費者政策課

## 1 設置趣旨

本年 5 月に公布された取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和 3 年法律第 32 号)第 6 条において「取引デジタルプラットフォーム官民協議会」を組織することとされているが、同協議会の円滑な立ち上げのため、「取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会」(以下「準備会」という。)を設置する。

## 2 主な協議事項

- (1) 取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置等に係る指針等
- (2) 取引デジタルプラットフォーム官民協議会の円滑な立ち上げに向けた、同協議会の運営の方法等

## 3 構成員

準備会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員の追加を行うこと及びその他の関係者の出席を求めることができる。

## 4 議事の公開

準備会は原則非公開とし、各回の議事概要及び配布資料は準備会開催後に公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、議事概要又は配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 5 事務局

準備会の事務局は、消費者庁消費者政策課が行う。

(参考)

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和3年法律第32号)

(官民協議会)

第六条 内閣総理大臣は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため、内閣総理大臣、国の関係行政機関、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体及び消費者団体により構成される取引デジタルプラットフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という。)を組織するものとする。

2 官民協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の官民協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

(官民協議会の事務等)

第七条 官民協議会は、前条第一項の目的を達成するため、必要な情報を交換し、及び取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する協議を行うとともに、内閣総理大臣に対し、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する施策に関し意見を述べるものとする。

2 官民協議会の構成員(次項において単に「構成員」という。)は、前項の協議の結果に基づき、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のために必要な取組を行うものとする。

3 官民協議会は、第一項の規定による情報の交換及び協議を行い、若しくは同項の意見を述べるため必要があると認めるとき、又は構成員が行う取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 官民協議会の庶務は、消費者庁において処理する。

○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、2021年秋頃に官民協議会の円滑な立ち上げのための準備会合を開催するほか、2021年内を目途に取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置等に係る指針等の具体案を公表するとともに、施行に向けて必要な体制の整備を図る。

## 取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会 構成員名簿

### ○事業者団体

アジアインターネット日本連盟  
オンラインマーケットプレイス協議会  
クリエイターエコノミー協会  
一般社団法人シェアリングエコノミー協会  
一般社団法人新経済連盟  
一般社団法人セーファーインターネット協会

### ○独立行政法人国民生活センター

### ○地方公共団体

東京都

### ○消費者団体

一般社団法人全国消費者団体連絡会  
公益社団法人全国消費生活相談員協会  
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

### ○学識経験者その他

依田 高典 京都大学大学院経済学研究科教授  
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授  
日本弁護士連合会

### ○関係行政機関

内閣官房（デジタル市場競争本部）  
公正取引委員会  
個人情報保護委員会  
デジタル庁  
経済産業省  
消費者庁